

## 第2章 乗車券類の発売

### 第1節 通則

(乗車券類の種類)

第18条 乗車券類の種類は、次のとおりとする。

(1) 乗車券

- ア 普通乗車券 { 片道乗車券  
往復乗車券
- イ 定期乗車券 { 通勤定期乗車券  
通学定期乗車券

ウ 普通回数乗車券

エ 団体乗車券

(2) 特別急行券

(乗車券類の発売箇所及び発売方法)

第19条 乗車券類は、駅において、係員又は自動券売機により発売する。また駅員無配置駅から有効となる乗車券類は、当該駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する。

- 2 旅客が乗車券類を所持しないで乗車した場合には、当該列車内において乗車券類を発売する場合がある。
- 3 乗車券類は、前各項に規定するほか、当社が臨時に設置した乗車券類臨時発売所又は乗車券類の発売を委託した箇所において発売する。

(乗車券類の発売範囲)

第20条 駅において発売する乗車券類は、その駅から有効なものに限り発売する。ただし、次の各号に掲げる場合においては、他駅から有効な乗車券類を発売することがある。

- (1) 駅員無配置駅から有効となる普通乗車券、定期乗車券又は普通回数乗車券を、その駅員無配置駅に隣接する駅員配置駅において発売する場合
  - (2) 団体乗車券を発売する場合
  - (3) 特別急行券を発売する場合。
- 2 車内において発売する乗車券類は、旅客の当該乗車に有効な普通乗車券及び旅客の乗車した列車に有効なものに限って発売する。ただし、前途の列車に有効な乗車券類を発売することがある。

(乗車券類の発売日)

**第 21 条** 乗車券類は、発売当日から有効となるものを発売する。ただし、次の各号に掲げる乗車券類は、当該各号に定めるところによって発売する。

(1) 定期乗車券

有効期間の開始日の 7 日前から発売する。

(2) 団体乗車券

運送引受け後であって、旅客の始発駅出発日の 1 箇月前の日から発売する。

(乗車券類の発売時間及び発売区間)

**第 22 条** 駅において発売する乗車券類の発売時間及び発売区間については、次の各号に定めるところによる。

(1) 発売時間については、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車時刻までとする。

(2) 前号の規定にかかわらず、乗車券類の種類別の発売時間については、別に定めることがある。

(3) 発売区間については、前各号に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券類を発売する。

(特別の乗車券類の発売)

**第 23 条** 当社が特に必要と認める場合においては、特別の運送条件を定めて、普通乗車券、普通回数乗車券、特別急行券及び団体乗車券を発売することがある。

2 前項の規定によって乗車券類を発売する場合は、旅客が特定される場合を除いて、発売駅、発売区間、発売期間等をその都度関係駅に掲示する。

(割引乗車券類の発売の制限)

**第 24 条** 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、旅客が駅員無配置駅から乗車する場合を除き旅行開始前に限って発売する。

(割引乗車券等の不正使用の場合の取扱い)

**第 25 条** 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、旅客運賃割引証又は通学定期乗車券若しくは通学証明書又は第84条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を、使用資格者が不正使用し、又は使用資格者以外の者に使用させた場合には、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。

(割引証が無効となる場合及びこれを使用できない場合)

**第 26 条** 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき。
- (2) 表示事項をぬり消し、又は改変したものを使用したとき。
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき。
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき。
- (5) 記名人以外の者が使用したとき。

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項が記入されていないもの及び発行者又は使用者が必要な箇所に押印していないもの。
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの。

## 第2節 普通乗車券の発売

(普通乗車券の発売)

**第27条** 旅客が、列車に乗車する場合には、次の各号に定めるところにより、片道乗車券又は往復乗車券を発売する。

(1) 片道乗車券

普通旅客運賃計算経路の連続した区間を片道1回乗車（以下「片道乗車」という。）する場合に発売する。ただし、その経路が折返しとなる場合を除く。

(2) 往復乗車券

往路又は復路とも片道乗車券を発売できる区間を往復1回乗車（以下「往復乗車」という。）する場合に発売する。

(被救護者割引普通乗車券の発売)

**第28条** 当社が指定した救護施設（以下「指定救護施設」という。）に保護され、又は救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第29条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証1枚について1人1回に限り、片道又は往復の割引乗車券を発売する。

2 被救護者が老幼・虚弱若しくは障害のため又は逃亡のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に同一の区間の乗車券を購入するときは、被救護者1人について付添人1人を限って、前項の規定を準用する。

3 前項の規定によって付添人に対して割引普通乗車券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

(被救護者割引証)

**第29条** 被救護者は、前条の規定によって割引普通乗車券を購入する場合は、当該指定救護施設の代表者から割引証の番号・指定番号・乗車区間・乗車券の種類・旅行証明書番号・被救護者の氏名及び年齢・付添人を必要とするときは付添人の氏名及び年齢・有効期限・発行年月日・施設の所在地・名称並びにその代表者の氏名が記入され、発行台帳に対して契印の押された被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて、提出するものとする。

旅客営業規則

2 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表		裏		
<div style="text-align: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">契印</div> <h2 style="text-align: center; margin: 0;">被救護者旅客運賃割引証</h2>		<p>(この割引証の使用上の注意)</p>		
第 _____ 号	指定番号	<p>(1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添い人と同時に乗車券を購入する場合に1回に限って使用することができます。</p> <p>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</p> <p>(3) この割引証の記入事項(太く内を除く。)は、発行者において記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)し、又は押印していないものは、使用できません。</p> <p>(4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印のないものは、使用できません。</p> <p>(5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません。</p> <p>(6) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は、使用できません。</p> <p>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を携帯しないときは、使用できません。又、旅行証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</p> <p>(8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限まで(1箇月間)です。</p>		
乗車区間	駅から 駅まで			經由
乗車券の種類	片道 往復			被救護者 付添人
旅行証明書 番号				
被救護者の氏名 及び年齢	(オ)			
付添人の氏名 及び年齢	(オ)			
割引率	5割			
有効期限	年 月 日まで			
_____年 _____月 _____日発行			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">代表者 職印</div>	
施設の所在地 _____				
施設名 _____				
代表者氏名 _____				
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	救 添	
			3 1 3 3	
割引に記入された個人情報、申込み内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。				

3 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

### 第3節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第30条 旅客が、区間を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月間有効の通勤定期乗車券を発売する。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、次のとおりとする。

表

定期乗車券購入申込書			
空欄に記入又は該当のものを○で囲んで下さい。 えちごトキめき鉄道(株)			
定期乗車券の種類	通勤	通 学 大 学・専門学校・高 校・中学校・小学校・ 中等教育学校(前期・後期)・高専(1～3年・4年～) 普通職業訓練校	
お 名 前	カタカナでご記入ください。 様 ( 才 )		男 ・ 女
生 年 月 日	明・大・昭・平・令/西暦 年 月 日		
電 話 番 号	※拾得に連絡をご希望の場合は電話番号をご記入ください。 — —		
学 校 名	部 科 学年		
ご 利 用 区 間	駅 ～ 駅		
使 用 開 始 日	年 月 日		
有 効 期 間	1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月	支払方法	現金・クレジット
●本申込書は、お申込み内容の確認、定期券のご利用及び紛失等に関わるご連絡に使用します。 ●連絡定期券の場合は、当該会社からの照会に応じ申込み内容をお知らせすることがござ 下欄には記入しないで下さい。			
年 月 日 まで			
乗 車 券 番 号	発 売 額	発 行 年 月 日	発 行 箇 所
区 分	証 明 書 番 号	印 章	
義務課程・高等課程・普通職業訓練			

21.0cm  
14.8cm (裏無地)

備考 この様式は、必要に応じ、変更することがある。

(通学定期乗車券の発売)

第31条 当社が指定した学校(以下「指定学校」という。)の学生(第35条第1項に規定する学生を除く。以下この条において同じ。)、生徒、児童又は幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき又は第84条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1箇月、3箇月又は6箇月有効の通学定期乗車券を発売する。

- (1) 居住地もより駅と在籍する指定学校(通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。)もより駅との相互間を、通学のため乗車する場合

(2) 区間を同じくして順路によって乗車する場合

2 通学証明書の様式は、次のとおりとする。

表  
契印

No. \_\_\_\_\_ **通 学 証 明 書**

学 校 種 別 又は指定番号		区 分	
通学者の氏名・ 年齢及び性別	男 ( 才 ) 女		
通学者の住居地	電話 (      )		
部 科 及 び 学 年	部	科	学 年 ( 年 次 )
証 明 書 番 号			
通 学 区 間	駅	駅 間	経 由
通学定期乗車券の有効期間	箇月		
※通学定期乗車券の使用開始日	年	月	日から
通学証明書の有効期限	年	月	日まで
証  明	_____年 _____月 _____日発行		
	学 校 所 在 地 _____		
	学 校 名 _____		
	学校代表者氏名 _____		
代表者 職 印			
<p>1 この証明書の有効期間は、発行の日から上記の期限まで（1箇月間）です。</p> <p>2 この証明書のうち、※印の欄以外の記入事項は、発行者が記入（性別は、該当のものを○で囲む。）してください。</p> <p>3 この証明書のうち※印の欄は、通学者が記入してください。</p> <p>4 この証明書に記入した事項を訂正した場合は、※印欄の記入事項については通学者の認印、その他の記入事項については代表者の職印のないものは使用できません。</p>			
下欄には、記入しないで下さい。			
年                      月                      日まで			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	

12.5cm (裏無地)

備考 (1) 必要により、様式の上部余白に高校もより駅欄を印刷する。

(2) 通信による教育を行う学校で面接授業又は試験を在籍校所在地と異なる場所で行う場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所所在地住所を記入する。

3 通学証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。ただし、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第15条第3項及び第8項の規定による有効期間の開始日又は有効期限の表示のあるものは、その期間内の日を通学定期乗車券の有効期間の開始日とする場合に限る。

4 指定学校の学生、生徒若しくは児童が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、当社が必要と認めるときは、第1項の規定に準じて通学定期乗車券を発売する。

(定期乗車券の一括発売)

**第 32 条** 前2条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがある。

- 2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定にする必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を附加して発売することがある。

(割引定期乗車券の発売)

**第 33 条** 第31条第1項又は同条第4項の規定により通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生、生徒、児童又は訓練生に対しては、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）に通う場合で、通学証明書を提出したとき又は第84条第1項第2号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を提示し、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入したときは、割引の通学定期乗車券を発売する（第31条第4項に規定する実習場等に通う場合は、通学証明書を提出したときに限る。）この場合、通学証明書又は通学定期乗車券購入兼用の証明書の発行者においてその区分欄に、第1号及び第2号の生徒又は児童に対するものは「義務課程」、第3号及び第4号の生徒又は学生に対するものは「高等課程」、第5号の訓練生に対するものは「普通職業訓練」と赤書きするものとする。

- (1) 中学校（中等教育学校の前期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の中学部の生徒
  - (2) 小学校及び特別支援学校の小学部の児童
  - (3) 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）及び特別支援学校の高等部の生徒
  - (4) 高等専門学校の第3学年以下の学生
  - (5) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6に規定する公共職業能力開発施設において普通職業訓練（短期過程にあつては、中学校卒業者等を対象とする訓練期間が1年のものに限る。）を受ける訓練生
- 2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、割引の通学定期乗車券を発売することがある。
  - 3 第1項の規定によって提出する通学証明書については、旅客運賃割引証に関する規定を準用する。



## 第4節 普通回数乗車券の発売

(普通回数乗車券の発売)

**第34条** 旅客が、当社線の各駅相互間を乗車する場合は、当該区間に有効な11券片の普通回数乗車券を発売する。

2 前項の規定によって普通回数乗車券を発売する場合、1券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限るものとする。

(通学用割引普通回数乗車券の発売)

**第35条** 指定学校のうち、次の各号に定める通信による教育を行う学校の学生、生徒が、面接授業又は試験のため、第34条に規定する区間を、区間を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した旅客運賃割引証を提出したときは、当該指定学校（通信による教育を行う学校にあつては、面接授業又は試験会場を含む。）のもより駅までの区間について、通学用割引普通回数乗車券を発売する。

(1) 放送大学学園法（平成14年法律第156号）第4条の規定により設置された大学の学生

(2) 通信教育を行う高等学校の生徒

2 前項の通学用割引普通回数乗車券を購入する場合に提出する旅客運賃割引証は、通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証に、東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則第11条第5項の規定によりその在籍する指定学校の代表者において乗車券の種類・乗車区間その他の必要事項を記入したものとする。

旅客営業規則

3 通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表	裏																													
<div style="text-align: right; border: 1px dashed black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">※印</div> <p style="text-align: center;"><b>学校学生生徒旅客運賃割引証</b> (通信教育学校用)</p> <p>第 _____ 号</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">※ 乗車区間</td> <td>駅から 駅まで</td> <td style="width: 10%; text-align: right;">經由</td> </tr> <tr> <td>※ 乗車券の種類</td> <td>片道 往復 連続</td> <td></td> </tr> <tr> <td>部科及び学年</td> <td>第 _____ 学年 (年次)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>証明書番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>使用者の氏名及び年齢</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">( _____ 才)</td> </tr> <tr> <td>割引率</td> <td>旅客鉄道会社線</td> <td style="text-align: right;">2割</td> </tr> <tr> <td>有効期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> <td></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">_____ 年 _____ 月 _____ 日発行</p> <p>学校所在地 _____</p> <p>学校名 _____</p> <p>学校代表者氏名 _____</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 25%;">(発行駅)</td> <td style="width: 25%;">(乗車券番号)</td> <td style="width: 25%;">(発行年月日)</td> <td style="width: 25%;">割引コード</td> </tr> <tr> <td>(基本運賃)</td> <td>(発売運賃)</td> <td>(差額運賃)</td> <td style="text-align: center;">41</td> </tr> </table> <p style="font-size: small;">割引に記入された個人情報は、申込み内容並びに割引乗車券の購入に必要な資格や条件の確認に使用します。</p>	※ 乗車区間	駅から 駅まで	經由	※ 乗車券の種類	片道 往復 連続		部科及び学年	第 _____ 学年 (年次)		証明書番号			使用者の氏名及び年齢	( _____ 才)		割引率	旅客鉄道会社線	2割	有効期間	年 月 日から 年 月 日まで		(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード	(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41	<p style="text-align: center;">(この割引証の使用上の注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 旅客鉄道会社の指定学校のうち通信教育による学校の学生又は生徒が、片道の営業キロが100キロメートルを超える区間を旅行する場合は、割引普通乗車券を1人1回に限って購入できます。</li> <li>(2) この割引証は、旅行開始前に限って使用できます。</li> <li>(3) ※印の欄は、使用者がインキで記入(乗車券の種類は、該当のものを○で囲む。)してください。</li> <li>(4) ※印の欄以外の事項(太わく内を除く。)は、発行者において記入し、又は押印していないものは、使用できません。</li> <li>(5) 発行者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に発行者の職印、使用者の記入する事項を訂正したときは、その箇所に使用者の認印がないものは、使用できません。</li> <li>(6) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であっても使用資格を失った後は、使用できません</li> <li>(7) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外のものは、使用できません。</li> <li>(8) この割引証によって購入した割引普通乗車券は、所定の証明書を携帯しないときは、使用できません。又、証明書は、係員の請求があるときは、提示してください。</li> <li>(9) この割引証の有効期間は、表記の期間(面接授業又は試験期間の初日の10日前から終了日の5日後まで)です。</li> </ol>
※ 乗車区間	駅から 駅まで	經由																												
※ 乗車券の種類	片道 往復 連続																													
部科及び学年	第 _____ 学年 (年次)																													
証明書番号																														
使用者の氏名及び年齢	( _____ 才)																													
割引率	旅客鉄道会社線	2割																												
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで																													
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード																											
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41																											

備考 (1) この割引証は、緑色刷りとする。

(2) 面接授業又は試験の場合は、学校所在地欄の在籍校所在地住所上部に面接授業会場又は試験会場とカッコ書きし、当該面接授業又は試験会場所在地住所を記入する。

(3) この様式は、必要に応じ、変更することがある。

4 第2項により提出する通信学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証の有効期限は、発行の日から1箇月間とする。

## 第5節 団体乗車券の発売

(団体乗車券の発売)

**第36条** 一団となった旅客の全員が、発着駅を同じくし、その全行程を同一の人員で旅行する場合であつて、次の各号の1に該当し、かつ、当社が団体として運送の引受けをしたものに対しては団体乗車券を発売する。

(1) 学生団体

ア 次の1に該当する学校等の学生等が8人以上とその付添人、当該学校等施設の教職員（嘱託している医師及び看護婦を含む。以下同じ。）又はこれと同行する旅行者とによって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和29年法律第143号）第2条に規定するへき地学校で市町村教育委員会が証明したものの生徒又は児童の場合は、その人員が8人未満のときであっても、この取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童又は幼児

(イ) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に規定する保育所の児童

イ アの付添人は、大人とし、当該団体を構成する旅客が次の1に該当する場合に限るものとし、その人員はその旅客1人につき1人とする。

(ア) 幼稚園の幼児、保育所の児童又は小学校第3学年以下の児童であるとき。

(イ) 障害又は虚弱のため、当社において付添を必要と認めるとき。

ウ アの旅行者は、当該団体を構成する人員（旅行者を含む。）が100人までごとに1人とする。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された8人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 前項に規定するほか、別に定めるところにより、旅行目的、旅客の資格その他特別の運送条件を定めた団体旅客に対して特殊取扱いを行い、団体乗車券を発売することがある。

(団体旅客の運送上の区分)

**第37条** 団体旅客に対しては、前条の規定によるほか、次の各号の区分にしたがって運送の引受けを行い、団体乗車券を発売する

(1) 利用列車による区分

ア 専用臨時列車を利用する団体

行程の全区間又は一部区間を当該団体だけのために設定した臨時列車（以下「専用臨時列車」という。）を利用する団体

イ ア以外の列車を利用する団体

定期列車又は専用臨時列車以外の臨時列車を利用する団体

## 旅客営業規則

### (2) 大口、小口による区分

#### ア 大口団体

前号アに定める専用臨時列車を一口の団体だけで利用する場合の団体旅客

#### イ 小口団体

ア以外の団体であって、当該団体の構成人員によって、次により区分する。

##### (ア) A小口団体

3人以上の人員によって構成された団体旅客

##### (イ) B小口団体

8人以上30人までの人員によって構成された団体旅客

### (団体旅客運送の申込)

**第 38 条** 第36条の規定により団体乗車券を購入しようとする旅客は、次の各号に掲げる期間に、その人員、行程、乗車する列車その他必要事項を記載した団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）を提出して、団体旅客運送の申込みを行うものとする。また、運輸上支障がないと認められる場合は、当該各号に定める期間外においても、運送の申込みを受け付けることがある。

- (1) 大口団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の9箇月前の日から2箇月前の日まで。
  - (2) 前号以外の団体にあつては、当該団体の始発駅出発日の属する月の9箇月前の日から14日前の日まで。
- 2 前項の規定にかかわらず、別に定めた場合は、団体旅行申込書の提出を省略することができる。

3 団体旅行申込書の様式は、次のとおりとする。

表

団体旅行申込書 (変更・取消申込書)														
下記の太わり欄に記入のうえ、お申し込みください。 (学生団体の場合は、教育長又は校長を申込者として職印を、押してください。)											受付 箇所	電話 ( )		
※ご記入いただいた個人情報、は、必要な申込み内容の確認・発券手続及びお客様へのご連絡のために利用いたします。														
ふりがな											種 別		申込年月日	年 月 日
団体名													乗車券類 購入箇所	
申込者住所氏名													電 話	( )
旅行者住所氏名											印		電 話	( )
お申込み内容							変更・取消内容							
乗車人員	大人	小児	教職員	付添人	旅行者	計	乗車人員	大人	小児	教職員	付添人	旅行者	計	
	人	人	人	人	人	人		人	人	人	人	人	人	人
月 日	列車名 (列車番号)		乗車区間				月 日	列車名 (列車番号)		乗車区間				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.			( : )	( : )				
.			( : )	( : )		.								

(団体旅客運送の引受)

**第 39 条** 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申込みを受けた場合においては、運輸上支障がない限り、当該団体旅客運送の引受けをする。

- 2 前項の規定により団体旅客運送の引受けをする場合は、乗車日及び乗車する列車を指定して運送の引受けをする。
- 3 前条の規定によって提出された団体旅行申込書に引受けをした旨を記載し、当該団体の申込者に交付する。

(責任人員及び保証金)

**第 40 条** 次の各号に掲げる団体旅客については、責任人員を附し、保証金を収受することを条件として運送の引受けを行う。

- (1) 臨時列車の設定又は客車を増結して運送する団体
  - (2) その他当社が特別の手配をして運送する団体
- 2 前項の規定による責任人員は、申込人員（大人と小児との混合の団体旅客の場合にあっては、それぞれの申込人員）の9割に相当する人員（その人員は大人とし、1人未満の端数が生じたときは、大人と小児とをそれぞれに切り捨てた人員。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、実際の乗車人員が責任人員に満たないときであっても、行程の全区間に対し、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件とするものとする。
- 3 第1項の規定による保証金は、団体旅客運送引受けの内容に従って計算した団体旅客運賃の1割に相当する額（その額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げた額。）とし、当社の責めに帰する事由による場合を除き、団体旅客運送の申込みを取り消したときは、これを返還しないことを条件として、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
- (1) 保証金は、当該団体旅客が団体乗車券を購入する駅に指定した期日までに納付させることとし、その期日までに納付しない場合においては、当該団体旅客運送の申込みを取消したものとみなす。
  - (2) 当社の責めに帰する事由により、当該団体旅客運送の申込みを取消したときは、納付した保証金相当額を返還する。
  - (3) 保証金は、団体乗車券発売の際、団体旅客運賃・料金の一部に充当する。この場合において、保証金が団体旅客運賃を上回る場合にあっては、その上回る額は返還しない。
  - (4) 納付された保証金には、利子を附さない。

(一部区間不乗の団体乗車券の発売)

**第 41 条** 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、当社において特に承諾した場合は、当該区間を通した団体乗車券を発売することがある。ただし、この場合、団体旅客運送申込の際に、その区間を明示するものとする。

(団体旅客運送の申込人員の変更又は申込みの取消し等)

**第 42 条** 団体旅客運送の申込者は、運送引受後、旅行開始前に申込人員又は一部の行程の取消しその他取扱条件を変更する場合は、次の各号に定める手続きを行いその変更を申し出るものとする。ただし、運輸上支障がある場合は、変更の取扱いをしないことがある。

- (1) 団体乗車券の購入前に変更する場合には、第38条第3項に規定する団体旅行申込書（兼変更・取消申込書）に変更・取消内容を記入して提出する。
  - (2) 団体乗車券の購入後に変更する場合は、当該団体乗車券を呈示する。
- 2 団体旅客運送の引受後、旅客の申出により団体旅客運送の変更又はその申込みの取消しの承諾を行う場合は、第40条に規定する条件を附した団体については、次の各号に定めるところによって取り扱うものとする。
- (1) 申込人員その他の変更により責任人員及び保証金に増減がある場合は、次による。
    - ア 当社の責めに帰する事由により変更する場合で、責任人員及び保証金が減少するときは、これらを変更する。
    - イ ア 以外の場合は、責任人員及び保証金を変更しない。
  - (2) 団体乗車券の購入前に申込みを取り消す場合は、当社の責めに帰する事由により申込みを取り消す場合を除き、すでに収受した保証金を返還しない。
- 3 団体旅客運送の引受後、申込人員の変更の取扱いをする場合で、これによって取扱条件を異にするときは、前項に規定するものを除き、変更後の人員によって当該団体が構成されるものとして取り扱うものとする。

## 第6節 特別急行券の発売

(特別急行券の発売)

**第43条** 旅客が、特別急行列車の自由席を使用する場合に、乗車駅及び有効区間を指定し、座席の使用を条件としないで特別急行列車ごとに特別急行券を発売する。

2 団体旅客に対する特別急行券は、団体乗車券によって発売する。